

バリアフリー新法に基づく特定路外 駐車場設置等届出について

＜バリアフリー新法＞

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月 20 日に施行されたことに伴い、次に該当する駐車場を新たに設置する場合は、省令で定められた構造及び設備に適合させなければならないとともに、網走市に届出が必要です。

a. 該当する駐車場（駐車場法の届出対象とは異なり、都市計画区域内外を問いません）

次の 3 つの条件すべてに該当する駐車場です。（「特定路外駐車場」といいます。）

1・ 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

時間貸し駐車場や一時預かり駐車場など不特定多数の方が利用する駐車場が該当します。
なお、オフィスビルなどの駐車場でそこに勤務する人や来訪者のみが利用できる駐車場や月極駐車場などの特定の方のみが利用する駐車場は該当しません。

2・ 駐車のために供する部分の面積が 500㎡以上であるもの

駐車マスの面積の合計をいいます。
なお、駐車場の車路、設備、管理施設などは面積には含まれません。

3・ 利用について駐車料金を徴するもの

料金の徴収については、提携する商店などのレシート、発行される駐車券への押印などでチェックを行い、レシート、駐車券の押印などが無いものや時間の超過分について別途料金を支払うもの、また、一定期間無料の後料金を徴収するもの、さらに駐車場の直接の利用者以外が相当料金を支払うもの（商店などを利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に相当する金額を商店などが支払う場合など）についても料金を徴収するものとして該当します。

b. 構造及び設備に関する基準について

上記 a の特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」といいます。）を一以上設けなければならず、その構造及び設備については次の 3 つの基準すべてを満たさなければなりません。

1・ 幅は 350cm 以上とすること。

幅 350cm 以上とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車に容易に乗降できる幅であり、また車いすが自動車を駐車した状態で転回することができ、かつ介護者が横に付き添うことのできるスペース（140cm）を見込んだ幅となっています。

2・ 路外駐車場車いす利用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設であることの表示をすること。

表示は、国際障害者リハビリテーション協会が、車いす利用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルとして1969年に制定した「国際シンボルマーク」とし、的確に伝わるよう配色のほか図形や文字を組み合わせるなどデザインに配慮してください。

また、表示する場所については、当該駐車施設の路面のほか、立て看板などにより表示する場合は、地域における積雪の状況などに応じた高さに配慮してください。

3・ 路外駐車場車いす利用者用駐車施設は、当該駐車施設から道、公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとし、その経路のうち一以上を、次の4つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路といいます。）とすること。

ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこととします。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではありません。

イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わるもの、又は段に併設するものに限る。）は、次に掲げるものであることとします。

- 1) 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
- 2) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
- 3) 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
- 4) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。

エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

- 1) 幅は、120cm以上とすること。
- 2) 50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること。

c. 届出方法について（各2部）

1. 届出書（第1号様式） ※駐車場法の届出と併せる場合は第2号様式
2. 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺1/10000以上の地形図
3. 特定路外駐車場の区域を表示した縮尺1/200以上の平面図
4. 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図

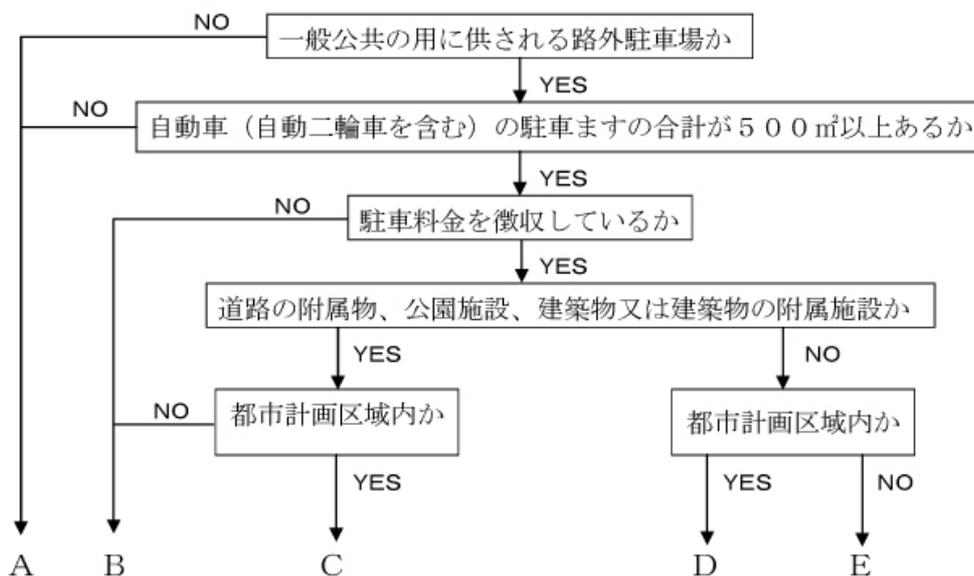
また、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る上記の図面のみ提出してください。

なお、届出の時期については、新たに設置する場合及び既存の駐車場の用途を変更し新たに上記aに該当する場合並びに届出内容の変更の場合にあっては、それぞれ工事などの着手前に行い、供用を休止もしくは廃止した場合は速やかに行ってください。

駐車場法の届出と併せて届け出る場合は、2、3の図面を省略することができます。

d. 駐車場法に関する届出について

都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内に、上記aに該当する駐車場を新たに設置する場合及び既存の駐車場の用途を変更し新たに上記aに該当する場合などにあつては、駐車場法に基づく届出をしなければなりません。



- | |
|--|
| A : 届出不要 |
| B : 届出不要であるが、駐車場法の技術的基準の遵守が必要 |
| C : 駐車場法の届出が必要 |
| D : 駐車場法及びバリアフリー新法の両方の届出が必要 |
| E : バリアフリー新法の届出が必要であるとともに、駐車場法の技術的基準の遵守が必要 |